

吸収分割に係る事前開示事項

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 183 条)

2022 年 9 月 30 日
大東建託リーシング株式会社

2022年9月30日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都港区港南二丁目16番1号
大東建託リーシング株式会社
代表取締役社長 守 義浩

大東建託リーシング株式会社（以下「吸収分割会社」という。）は、2022年9月22日付で、大東建託株式会社（以下「吸収分割継承会社」という。）との間で締結しました吸収分割契約に基づき2022年11月1日を効力発生日として、吸収分割会社の東京都港区港南二丁目16番1号に所在するイーストワントワーに係る事業に関して有する資産、債務その他の権利義務の一部を、吸収分割継承会社へ承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行うことと致しました。

本件分割を行うに際して、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は、以下の通りです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）
吸収分割会社と吸収分割継承会社が締結した吸収分割契約書は、【別紙1】の通りです。
2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）
吸収分割継承会社は、吸収分割会社の完全親会社であるため、本件吸収分割に際して、株式その他の金銭の交付は行いません。
3. 会社法第758条第8号に掲げる事項（会社法施行規則第183条第2号）
該当ありません。
4. 吸収分割株式会社が法第787条第3項第2号に定める新株予約権を発行している場合において、吸収分割承継会社が株式会社であるときは、法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）
該当ありません。

5. 吸収分割継承会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

（1） 最終事業年度に係る計算書類等の内容

【別紙 2】の通りです。

（2） 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割株式会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

（1） 吸収分割会社について

最終事業年度の貸借対照表における資産の額は 91,849 百万円、負債の額は 18,716 百万円です。

本件分割により、分割承継会社に対して移転する見込みの資産の額は 59,972 百万円、負債の額は 4,902 百万円です。

本件分割後の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本件分割後における債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

（2） 吸収分割承継会社について

最終事業年度の貸借対照表における資産の額は 669,348 百万円、負債の額は 531,268 百万円です。

本件分割において、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継する見込みの資産の額は 59,972 百万円、負債の額は 4,902 百万円であり、本件分割の効力発生日における分割承継会社の資産の見込額は負債の見込額を上回っております。

本件分割後の分割承継会社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本件分割後における債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上



【別紙1】

吸収分割契約書

大東建託リーシング株式会社（以下「甲」という。）及び大東建託株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、甲の事業のうち東京都港区港南二丁目16番1号に所在するイーストワンタワー（以下「E1タワー」という。）に係る事業（以下「E1タワー事業」という。）に関して有する資産、債務その他の権利義務の一部（以下「権利義務等」という。）を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本件吸収分割」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：大東建託リーシング株式会社

住所：東京都港区港南二丁目16番1号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：大東建託株式会社

住所：東京都港区港南二丁目16番1号

第3条（承継する権利義務等）

1. 本件吸収分割により乙が甲から承継する権利義務等は、本件吸収分割の効力発生日（第6条において定義する。）において甲が本件事業に関して有する別紙「承継権利義務明細書」記載の権利義務等とする。
2. 乙が、甲から承継する債務に関しては免責的債務引受の方法による。

第4条（本件吸収分割の対価）

乙は、甲に対し、本件吸収分割に際して、本件承継対象権利義務等の対価を交付しないものとする。

第5条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

乙は、本件吸収分割によりその資本金、資本準備金及び準備金の額について変更を生じさせないものとする。

第6条（効力発生日）

本件吸収分割の効力発生日は、2022年11月1日とする。但し、本件吸収分割の手続の進行に応じて必要がある場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第7条（移転手続）

本件吸収分割により乙が承継する権利義務等の移転に関し、登記、登録、通知、承諾等の手続が必要となるものについては、甲乙協力してその手続を行う。

第8条（株主総会の決議による承認）

1. 甲は、会社法第784条第1項の規定により、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本件吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本件吸収分割を行う。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後、本件吸収分割の効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議のうえ、これを行う。

第10条（事情変更）

本契約締結日から本件吸収分割の効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議のうえ、本契約を変更又は解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、本件吸収分割の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られなかった場合には、その効力を失う。

第12条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本件吸収分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえ、これを適宜決定する。

【以下余白】

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

2022年9月22日

甲：東京都港区港南二丁目16番1号
大東建託リーシング株式会社
代表取締役 守 義浩



乙：東京都港区港南二丁目16番1号
大東建託株式会社
代表取締役 小林 克満



別紙

承継権利義務明細書

乙が甲から承継する権利義務等は、本件吸収分割の効力発生日において本件事業に属する次に記載するものとする。

1. 資産

本件事業に関する以下の資産の一切

- ① 流動資産
- ② 有形固定資産
- ③ 甲が保有する品川エネルギーサービス株式会社株式 2,391 株

2. 負債

本件事業に関する以下の負債の一切

- ① 流動負債
- ② 固定負債

3. 契約上の地位（雇用契約を除く。）及び当該契約に基づく権利義務

本件事業に属する一切の契約上の地位（雇用契約を除く。）及び当該契約に基づく権利義務の一切。

以上



【別紙2】

【添付書類】 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業環境の概況

当連結会計年度における国内経済は、国内外における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の断続的な感染拡大に伴う、緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用等により、先行き不透明な状況が続きました。

住宅業界においては、引き続き感染拡大防止策を踏まえた営業活動など柔軟な対応が求められるとともに、新型コロナウイルス感染拡大や地政学リスク増大を背景とする原材料価格の高騰やサプライチェーンへの影響について注視していく必要があります。

また、新設住宅着工戸数は、前年同月比12ヶ月連続で増加し、2021年4月～2022年3月累計で前期比6.6%の増加となりました。当社グループが主力とする賃貸住宅分野においても、貸家着工戸数が前年同月比12ヶ月連続して増加し、2021年4月～2022年3月累計で前期比9.2%の増加となりました。

今後も利便性の高い、安心・快適な賃貸建物の需要は引き続き底堅く推移するものと見込まれます。入居需要に基づく健全な賃貸建物経営のノウハウに加え、入居者様の多様化するニーズに応え、災害に強い防災賃貸住宅、環境に配慮した賃貸住宅、ライフスタイルに合わせたスマート賃貸住宅など、サステナブルな付加価値を生み出していく必要があります。

このような状況の中、中期経営計画「新5ヵ年計画」（2019年度～2023年度）の4年目として、引き続き建築受注の拡大と入居率の維持に取り組むとともに、周辺事業の更なる強化を図り、賃貸住宅事業を基盤とした生活総合支援企業を目指してまいります。

② 当社グループの概況

当連結会計年度における当社グループの連結業績は、売上高1兆5,830億3百万円（前期比6.3%増）、営業利益995億94百万円（前期比14.8%増）、経常利益1,036億71百万円（前期比14.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益695億80百万円（前期比11.7%増）を計上し、2期ぶりの増益を達成するとともに、計画目標を上回ることができました。

新型コロナウイルス感染症や原材料価格の高騰が当社事業に大きな影響を与える中、前年を上回る業績を達成することができたのは、ひとえにオーナー様・入居者様・取引先様をはじめとするステークホルダーの皆さまのご支援によるものと感謝申し上げます。

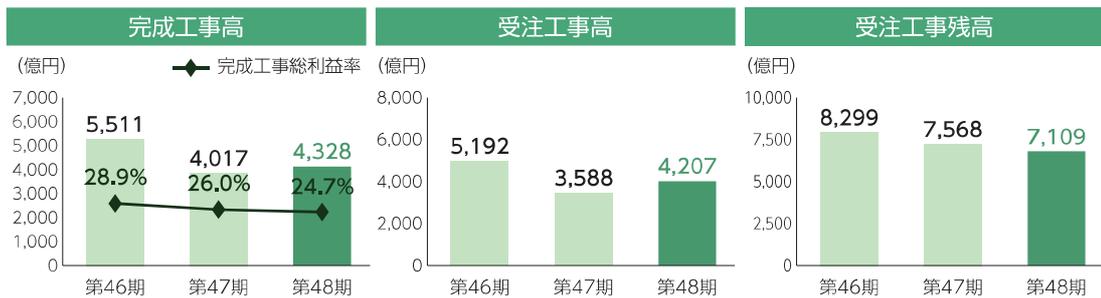


③ セグメント別の経過及びその成果

■ 建設事業

建設事業につきましては、工事が順調に進捗したこと等により、完成工事高が4,328億31百万円（前期比7.7%増）となりました。また、完成工事総利益率は、輸入木材価格の高騰等の影響により、前期比1.3ポイント低下の24.7%となりました。

また、受注工事高は、4,207億54百万円（前期比17.3%増）となり、2022年3月末の受注工事残高は、7,109億47百万円（前期比6.1%減）となりました。

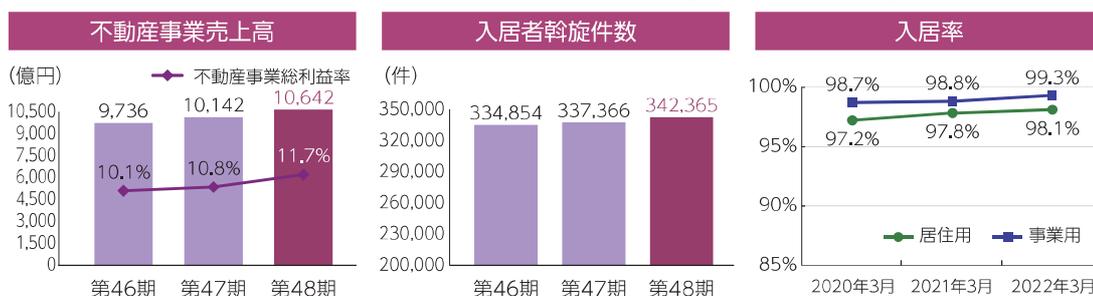


■不動産事業

不動産事業につきましては、「賃貸経営受託システム」による一括借上物件の増加や過去最高水準の入居率を背景に、一括借上を行う大東建託パートナーズ株式会社の家賃収入が増加したこと、「連帯保証人不要サービス」を提供するハウスリーブ株式会社の収入が拡大したことなどにより、売上高は1兆642億30百万円（前期比4.9%増）となりました。

入居者斡旋件数（※1）は、前期比1.5%増の342,365件となりました。また、2022年3月の家賃ベース入居率（※2）は、居住用で98.1%（前年同月比0.3ポイント上昇）、事業用で99.3%（前年同月比0.5ポイント上昇）となりました。

（※1）大東建託リーシング株式会社、大東建託パートナーズ株式会社の合計件数（他社管理物件を含む）
（※2）家賃ベース入居率=1-（空室物件の借上家賃支払額/家賃総額）

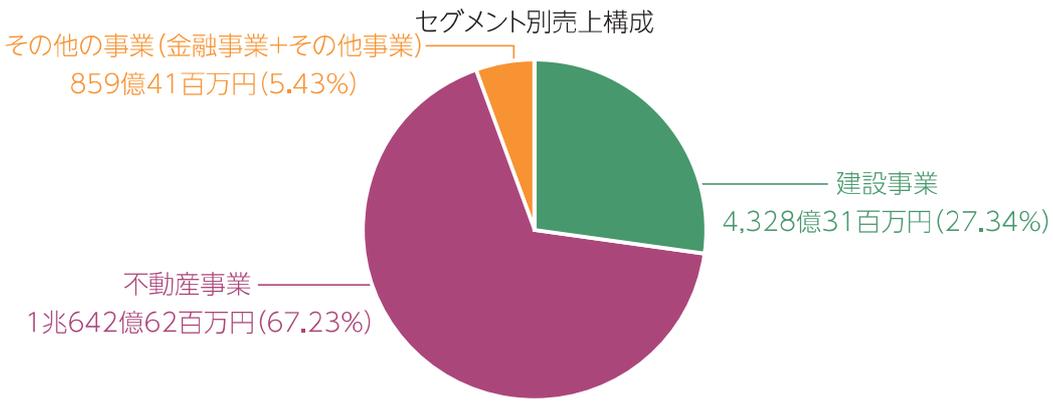


■その他の事業（金融事業+その他事業）

その他の事業につきましては、2020年11月に連結子会社化した株式会社インヴァランスの売上・利益が年間を通じて計上されたことや米国賃貸住宅の投資ファンドからの分配金が増加したこと、及びガス供給事業における延べ稼働メーター数が増加したこと等により、売上高は859億41百万円（前期比17.8%増）、営業利益は144億49百万円（前期比8.1%増）となりました。



<セグメント別売上高>



セグメント区分		第47期(ご参考) 売上高(百万円)	第48期 売上高(百万円)	前期比増減率(%)
建設事業	居住用	383,554	412,877	7.6%
	事業用	6,316	10,088	59.7%
	その他	11,838	9,865	△16.7%
	計	401,709	432,831	7.7%
不動産事業	一括借上	922,570	962,662	4.3%
	営繕工事	30,222	33,271	10.1%
	不動産仲介	20,324	23,633	16.3%
	家賃保証事業	16,740	18,312	9.4%
	電力事業	7,526	7,466	△0.8%
	賃貸事業	6,744	6,590	△2.3%
	その他	10,133	12,294	21.3%
	計	1,014,262	1,064,230	4.9%
金融事業	計	10,017	10,040	0.2%
その他事業	計	62,925	75,901	20.6%
合計		1,488,915	1,583,003	6.3%

(2) 対処すべき課題

前期の新型コロナウイルス感染症拡大の影響をふまえ、「ウィズコロナ」を前提とした事業活動に取り組んだ結果、当期は、連結営業利益において、2020年3月期以来2期ぶりの増益を達成することができました。一方で、国際情勢の影響を受けた原材料価格やエネルギー価格の高騰など、新たなリスクも顕在化してきており、先行きの不透明な状況は続いております。

建設事業においては、ウィズコロナをふまえた営業活動などにより、受注高・完成工事高ともに前期を上回ることができました。一方で、コロナ禍以前と比較すると、未だ回復の途上であり、新たに発生した輸入木材など原材料価格の高騰や円安による為替影響も相まって、建設事業分野は依然として厳しい状況が続いております。今後は、営業チャネルの多角化や営業要員の拡充などにより受注回復を図るとともに、工事原価・経費の抑制に努めてまいります。

不動産事業においては、当社管理建物の入居率が過去最高水準で推移したことから、大幅な増益を達成することができました。引き続き、高い管理品質や「いい部屋ネット」のブランド力を活かして高水準の入居率の維持に努めつつ、オンライン・プラットフォーム等の周辺事業を成長させることで、サービス向上と収益拡大の両立を図ってまいります。

その他の事業においては、介護・保育事業やマレーシアのホテル事業が引き続き感染症拡大の影響を受けているほか、ガス供給事業においてもエネルギー価格高騰の影響が出てきています。今後は、国内外における感染症拡大やエネルギー価格の動向を注視しつつ、グループシナジーの最大化や新規事業の育成・強化により、事業領域を広げるとともに、収益の拡大に取り組んでまいります。

また、ESG・サステナビリティ経営を推進すべく、当社グループが特に注力すべき7つのマテリアリティ（重要課題）を策定・公表いたしました。中長期的な企業価値向上のため、業績の拡大のみならず、社会課題への対応をより一層推進し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

【ご参考】大東建託グループのマテリアリティ（重要課題）

経営マテリアリティ		事業マテリアリティ	
1. 環境	事業活動による気候危機への対応	5. 土地・資産	土地と資産の最有効利用支援
2. 社会	誰ひとり取り残さない社会への貢献	6. 賃貸住宅	資産価値向上と社会課題解決の両立
3. 人材・組織	誰もが成長しチャレンジできる企業風土の構築	7. 暮らし・生活	街の利便性と人の暮らしやすさの向上
4. 企業統治	業界を牽引するガバナンス体制の構築		

① 「新5ヵ年計画」の概要

当社グループは、「夢や将来を託され、継続した成長ができる企業」に向けて、コア事業である建設事業・不動産事業の強化に加え、商業施設・サービスオフィス等の住宅以外の賃貸事業へ事業領域を広げ、さらにエネルギー事業やオンライン・プラットフォーム事業等、生活に密着したサービス事業へ領域を拡大することで、総合賃貸業を核とした「生活総合支援企業」を目指します。

数値目標としましては、2024年3月期に、売上高1兆7,500億円以上、営業利益1,300億円以上、連結営業利益率7%以上、ROE（自己資本当期純利益率）20%以上の実現を目指すとともに、貸家着工戸数においては、シェア20%以上を獲得することを設定しております。

なお、売上高及び営業利益目標につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大、輸入木材・エネルギー価格の高騰などの影響をふまえ、2022年4月に、当初計画からの修正を発表しております。（売上高：2兆2,000億円→1兆7,500億円以上 営業利益：1,800億円→1,300億円以上）

新5ヵ年計画（2024年3月期＜第50期＞計画）			
売上高	1兆7,500億円以上	営業利益	1,300億円以上
完成工事総利益率	30%以上	連結営業利益率	7%以上
貸家着工シェア 20%以上	対家賃空室率 4%以下	配当性向・総還元性向 50%	（自己株式の取得は休止 成長投資に充当）

② セグメント別の施策

■建設事業

建設事業では、コロナ禍を契機に、デジタルマーケティングや金融機関等からの紹介など、当社の強みであるダイレクトセールスの推進に加え新たな営業チャネルの強化を図るとともに、リフォームや民間入札案件への参加など、領域の拡大に取り組んでまいります。また、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）などの環境配慮型賃貸住宅への取り組みを積極的に行い、社会的課題の解決に寄与してまいります。

■不動産事業

不動産事業では、蓄積されたデータに基づくマーケティング力と高い入居斡旋力を背景に、高水準の入居率の維持に努め、入居者様のライフスタイルに合わせた良質な住空間と暮らしのサービスを引き続き提供いたします。また、オンライン・プラットフォームサービス「r u m」や、「いい部屋ネット」のフランチャイズ展開、不動産売買仲介事業への参入により、更なる収益の拡大を図ってまいります。

■その他の事業（金融事業+その他事業）

その他の事業では、感染症の断続的な影響を受けているマレーシアのホテル事業の早期回復を図るとともに、インヴァランス社による投資マンション事業や、JustCo DK Japan社のサービスオフィス事業の拡大に取り組んでまいります。今後もグループシナジーを追求しつつ、社内ベンチャー制度による新規事業の育成・強化やM&Aに取り組む、事業領域を広げるとともに、収益の拡大を図ってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【ご参考】 当社の資本政策の基本方針

当社は、売上高営業利益率7%以上、自己資本当期純利益率（ROE）20%以上を重要な経営指標として、財務健全性、株主資本効率及び株主還元の最適なバランスを検討することとしております。

また、株主還元方針としては、当社グループの連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に対して、連結配当性向50%を目標としております。

重要な経営指標	売上高営業利益率 目標：7%以上	自己資本当期純利益率（ROE） 目標：20%以上
	第48期（2022年3月期） 6.3%	第48期（2022年3月期） 20.1%
株主還元方針	配当性向 目標：50%	
	第48期（2022年3月期） 50%	

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資総額は193億76百万円で、その主なものは、基幹システムの刷新に係るもの及び太陽光発電設備の新規設置に係るものであります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と長期化に備え締結していたコミットメントライン契約の期限到来に伴い、引き続き安定的かつ機動的な資金調達手段を確保するとともに、財務基盤のより一層の安定を図ることを目的として、500億円のコミットメントライン契約（期間1年）を締結いたしました。

また、太陽光発電設備の新規設置に係る設備投資を資金使途として、グリーンボンドを110億円発行いたしました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第45期 2019年3月期	第46期 2020年3月期	第47期 2021年3月期	第48期 2022年3月期
売 上 高(百万円)	1,591,178	1,586,293	1,488,915	1,583,003
営 業 利 益(百万円)	127,047	127,956	86,738	99,594
経 常 利 益(百万円)	132,240	133,028	90,607	103,671
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	89,930	90,380	62,285	69,580
1株当たり当期純利益	1,212円20銭	1,306円71銭	909円31銭	1,021円43銭
総 資 産 額(百万円)	859,772	880,289	919,454	1,005,879
純 資 産 額(百万円)	302,298	286,161	308,206	365,787

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第45期 2019年3月期	第46期 2020年3月期	第47期 2021年3月期	第48期 2022年3月期
売 上 高(百万円)	614,059	553,359	404,107	437,742
営 業 利 益(百万円)	61,468	55,474	7,688	2,873
経 常 利 益(百万円)	110,612	97,875	51,056	48,736
当期純利益(百万円)	88,932	78,464	46,767	43,005
1株当たり当期純利益	1,198円75銭	1,134円43銭	682円76銭	631円32銭
総 資 産 額(百万円)	583,819	583,695	597,870	669,348
純 資 産 額(百万円)	153,636	125,430	132,058	138,085

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
大東建託パートナーズ株式会社	東京都港区	1,000百万円	100.0%	一括借上事業、建物管理、リフォーム事業
大東建託リーシング株式会社	東京都港区	100百万円	100.0%	賃貸アパート・マンション等の仲介、不動産事業
良部屋商务咨询(上海)有限公司	中国上海市	1,000千 USドル	100.0%	賃貸アパート・マンション等の仲介事業
大東ファイナンス株式会社	東京都港区	120百万円	100.0%	施主様向け建築請負代金のつなぎ融資等
ハウスコム株式会社	東京都港区	424百万円	51.9%	賃貸アパート・マンション等の仲介
ハウスコムテクノロジー株式会社	東京都港区	45百万円	51.9%	広告事業等
エスケイビル建材株式会社	埼玉県富士見市	10百万円	51.9%	リフォーム事業
株式会社宅都	大阪府大阪市	50百万円	51.9%	賃貸アパート・マンション等の仲介
大東スチール株式会社	静岡県焼津市	100百万円	100.0%	鉄工及び建設業
大東建設株式会社	東京都北区	400百万円	100.0%	賃貸建物等の設計、施工
ケアパートナー株式会社	東京都品川区	100百万円	100.0%	デイサービスセンター及び保育施設の運営
株式会社ガスパル	東京都品川区	120百万円	100.0%	LPガス供給事業等
大東コーポレートサービス株式会社	東京都品川区	100百万円	100.0%	書類発送業務、書類粉碎業務、印刷業務、事務作業等
ハウスリーブ株式会社	東京都港区	120百万円	100.0%	賃貸建物入居者の保証人受託
大東みらい信託株式会社	東京都港区	150百万円	100.0%	不動産管理信託の受託、資産承継コンサルティング等
少額短期保険ハウスガード株式会社	東京都港区	250百万円	100.0%	少額短期保険業
ハウスペイメント株式会社	東京都港区	120百万円	100.0%	クレジットカード決済代行

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ガスパル九州	福岡県福岡市	110百万円	100.0%	LPガス供給事業
大東ガスパートナー株式会社	沖縄県浦添市	40百万円	100.0%	LPガス供給事業
株式会社ガスパル中国	岡山県岡山市	110百万円	100.0%	LPガス供給事業
株式会社ガスパル四国	岡山県岡山市	110百万円	100.0%	LPガス供給事業
株式会社ガスパル東北	宮城県仙台市	110百万円	100.0%	LPガス供給事業
株式会社ガスパル近畿	大阪府大阪市	110百万円	100.0%	LPガス供給事業
株式会社インヴァランス	東京都渋谷区	143百万円	100.0%	資産運用型マンション開発・販売業
DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE.LTD.	シンガポール ロビンソンロード	175,709千 USドル	100.0%	不動産開発業
DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA)SDN.BHD.	マレーシア クアラルンプール市	86,529千 リンギット	100.0%	ホテル事業
DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) II SDN.BHD.	マレーシア クアラルンプール市	79,034千 リンギット	100.0%	ホテル事業
D.T.C. REINSURANCE LIMITED	英領パミューダ諸島	3,001千 USドル	100.0%	火災保険の再保険会社
DAITO KENTAKU USA,LLC	アメリカ デラウェア州	77,854千 USドル	100.0%	不動産開発業
JustCo DK Japan株式会社	東京都港区	100百万円	51.0%	フレキシブル・ワークスペース事業
ロピクマ株式会社	東京都港区	100百万円	51.0%	施設予約ポータルサイトの運営

(注) 1. 上記の出資比率は、間接所有を含む比率であります。

2. 当社の子会社である株式会社ガスパルは、2021年4月9日付けで、事業分割により同社の完全子会社である株式会社ガスパル近畿を設立いたしました。

(7) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社連結子会社において、不適切な会計処理が発見されたため、当社は内部監査室・経理部による社内調査に弁護士・公認会計士などの外部専門家を加えた調査チームを設置し、調査の公平性・中立性を確保しつつ、不適切な会計処理の事案解明のほか、関係者による関与の有無、類似案件・原因分析などの調査を実施しました。当該調査チームによる調査結果については、当社ウェブサイトに公表しています。

(<https://www.kentaku.co.jp/corporate/pr/ir/>)

当社は、当該調査チームによる調査結果を踏まえ、再発防止策を協議し、今後、このような不適切な会計処理が発生することが無いよう、最優先課題として取り組み、信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

開催ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 329,541,100株
(2) 発行済株式の総数 68,867,206株 (自己株式51,773株を除く。)
(3) 株主数 19,936名
(4) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,284	14.93
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	4,565	6.63
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,276	4.76
光通信株式会社	2,080	3.02
大東建託協力会持株会	1,633	2.37
住友不動産株式会社	1,606	2.33
STATE STREET BANK WEST CLIENT	1,155	1.68
大東建託従業員持株会	1,103	1.60
DEUTSCHE BANK TRUST COMPANY AMERICAS ADR DEPT ACCOUNT	982	1.43
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	942	1.37

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (51千株) を控除して計算しております。
2. 当社は、自己株式51千株を保有しております。自己株式には、従業員持株ESOP信託が所有する629千株、株式給付信託が所有する425千株、及び役員報酬BIP信託が所有する47千株は含まれておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 林 克 満	当社指名・報酬委員会委員 当社ガバナンス委員会委員
常務取締役	川 合 秀 司	経営管理本部長兼関連事業本部長
常務取締役	竹 内 啓	建築事業本部長
常務取締役	佐 藤 功 次	不動産事業本部長 兼大東建託パートナーズ株式会社代表取締役社長
取 締 役	内 田 寛 逸	関連事業本部部長 介護・保育事業、海外事業担当
取 締 役	館 正 文	設計統括部長
取 締 役	守 義 浩	大東建託リーシング株式会社代表取締役社長
取締役（社外）	山 口 利 昭	当社指名・報酬委員会委員長 当社ガバナンス委員会委員長 山口利昭法律事務所代表弁護士 日本内部統制研究学会理事 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事 大阪市高速電気軌道株式会社社外監査役
取締役（社外）	佐々木 摩 美	当社指名・報酬委員会委員 当社ガバナンス委員会委員 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社社外取締役監査等委員
取締役（社外）	庄 田 隆	当社指名・報酬委員会委員 当社ガバナンス委員会委員 UBE株式会社社外取締役監査等委員 株式会社理研鼎業社外取締役
取締役（社外）	入 谷 淳	当社指名・報酬委員会委員 当社ガバナンス委員会委員 長島・大野・常松法律事務所 アカルタスホールディングス株式会社社外取締役監査等委員 トレノケートホールディングス株式会社社外監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役（社外）	鷓野正康	当社ガバナンス委員会委員
監査役（社外）	松下正	当社ガバナンス委員会委員 株式会社サイプレス社外取締役 学校法人沖縄科学技術大学院大学学園副学長統括弁護士 株式会社afterFIT社外取締役
監査役（社外）	小林憲司	当社ガバナンス委員会委員 小林憲司公認会計士事務所代表 ビバルコ・ジャパン株式会社共同代表取締役

- (注) 1. 2021年6月25日開催の当社第47期定時株主総会において、舘正文、守義浩及び入谷淳の各氏が取締役新たに選任され就任いたしました。
2. 2021年6月25日開催の当社第47期定時株主総会において、松下正及び小林憲司の両氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。
3. 蜂谷英夫及び藤巻和夫の両氏は、2021年6月25日開催の当社第47期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
4. 山口利昭、佐々木摩美、庄田隆及び入谷淳の各氏は、社外取締役であります。
5. 当社監査役全員は、社外監査役であります。
6. 監査役鷓野正康及び小林憲司の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
7. 当社は、取締役山口利昭、佐々木摩美、庄田隆及び入谷淳、並びに監査役鷓野正康、松下正及び小林憲司の各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(参考) 2022年4月1日現在の執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	鈴 木 崇 之	中京建築事業部長
執 行 役 員	山 田 昭 司	西関東建築事業部長
執 行 役 員	田 中 正 義	大東みらい信託株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	川 原 栄 司	大東建託パートナーズ株式会社専務取締役
執 行 役 員	小石川 正 幸	営業統括部長
執 行 役 員	中 村 浩 一	西日本建築事業本部部長
執 行 役 員	松 藤 潤	中日本建築事業本部部長
執 行 役 員	柴 田 哲 也	大東建託リーシング株式会社常務取締役
執 行 役 員	泉 和 宏	工事統括部長
執 行 役 員	中 村 武 志	業務統括部長
執 行 役 員	白 崎 武	東日本建築事業本部部長
執 行 役 員	竹 中 郁 裕	中日本建築事業本部部長
執 行 役 員	岡 本 司	経理部長
執 行 役 員	岡 本 栄 司	西日本建築事業本部部長
執 行 役 員	天 野 豊	事業戦略室長
執 行 役 員	田 中 良 昌	中国建築事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全ての取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2018年6月18日開催の取締役会において現在の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議し、2021年4月23日開催の取締役会において、当該決定方針について確認の再決議をしております。当該方針は、指名・報酬委員会への答申を経たうえで取締役会で決定しております。

取締役の報酬決定にあたっては、株主との利害の共有及び持続的な企業価値の向上を目的とし、健全なインセンティブが働く「業績連動重視型」を基本方針としています。この基本方針に基づき、取締役の報酬は固定報酬である基本報酬、及び業績連動報酬である賞与・株式報酬で構成しており、中長期的には、業績目標の達成率が100%である場合に基本報酬：賞与：株式報酬の割合が1：2～3：2～3となるよう報酬構成を設計しております。

当事業年度に係る取締役の報酬については、指名・報酬委員会が中心となり実施する取締役相互評価の結果をもとに、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を実施したうえで原案を作成しているため、取締役会においてもその答申を尊重し、決定方針に沿うものと判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

a. 取締役の報酬について

取締役の金銭報酬は、2007年6月27日開催の当社第33期定時株主総会において、年額10億円以内（うち、社外取締役5千万円以内）とする固定枠と当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に0.45%を乗じた額以内と定めた変動枠（ただし、10億円を上限とし、当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）が200億円以下の場合は支給しない。）との合計額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会決議時の取締役の員数は10名（うち社外取締役は1名）です。

また、上記金銭報酬とは別枠で、取締役の株式報酬は、2019年6月25日開催の当社第45期定時株主総会において、3年間の対象期間中に取締役に付与されるポイント数（株式数）で210,000ポイント未満（ただし、ROE20%未満及び配当性向50%未満の場合は付与しない。）、もしくはBIP信託へ拠出される金員で19億円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会決議時の取締役の員数は11名（うち社外取締役は3名）です。

b. 監査役の報酬について

監査役の金銭報酬は、2007年6月27日開催の当社第33期定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会決議時の監査役の員数は4名（うち社外監査役は4名）です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月25日開催の取締役会にて、代表取締役社長である小林克満に取締役の個人別の報酬額の内容の決定を委任する旨の決議をしています。

その権限の内容は、取締役相互評価結果及び、指名・報酬委員会へ諮問し答申を得た取締役の個人別の評価の最終承認であり、これらの評価結果により各取締役の基本報酬の額、賞与の額、及び株式報酬の割り当て数を決定しております。

上記の権限を委任した理由は、当社全体の業績及び各取締役の業務執行の評価を行うのに、代表取締役が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、取締役の個人別の評価及び報酬原案を指名・報酬委員会へ諮問し、答申を得ております。

④取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	固定報酬		業績連動報酬		支給総額
		基本報酬	賞 与	非金銭報酬		
				株式報酬	ストック オプション	
社内取締役	7名	309百万円	244百万円	202百万円	20百万円	775百万円
社外取締役	4名	45百万円	—	—	—	45百万円
社外監査役	3名	62百万円	—	—	—	62百万円
合 計 (うち社外)	14名 (7名)	416百万円 (107百万円)	244百万円 (—)	202百万円 (—)	20百万円 (—)	883百万円 (107百万円)

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。
 2. 上記のストックオプションの金額は、2018年度に終了したストックオプション制度に係る当
 事業年度中の費用計上額です。2019年度以降、新規の割り当ては行っていません。
 3. 当事業年度末現在の人員数は、取締役11名及び監査役3名であります。

⑤取締役の報酬等の内容

a. 基本報酬（固定枠）

基本報酬は、企業業績、関連する他社の報酬、従業員の昇給率、勤続年数といった定量的な要素に加え、各取締役の経営能力、功績、貢献度等の定性的な要素も考慮して決定しております。

b. 賞与（短期業績連動報酬）

賞与については、株主と利害を共有するため、当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に取締役会で定めた一定の比率（0.45%）を乗じたうえで、当社グループのコア事業である建設事業及び不動産事業に係る業績指標の実績に応じて、規定のテーブルをもとに取締役の賞与総額を算出し、各取締役の当期の功績、貢献度等を勘案して各取締役の賞与支給額を決定しております。ただし、社外取締役には支給いたしません。これらの指標は、取締役と従業員との業績目標の共有を図るため、従業員賞与の算定に用いる指標と共通の指標としています。賞与の総額は上限額10億円とし、当事業年度の連結当期純利益が200億円以下の場合は支給いたしません。なお、当事業年度における連結当期純利益は695億円、業績指標の達成率は100%でした。

c. 株式報酬（中長期業績連動報酬・非金銭報酬）

2019年6月25日開催の第45期定時株主総会における決議に基づき、当社業績及び株主価値との連動制をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに株主との利害共有を強化することを目的に、従来の株式報酬型ストックオプション制度に代わる中長期業績連動型の株式報酬制度を導入しております。

2019年度から2022年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度、及び以降の各3事業年度（以下「対象期間」という）を対象とし、対象期間ごとに合計19億円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（BIP信託）を設定します。当社は信託期間中、取締役に対するポイントの付与を行います。対象期間である3事業年度を対象として取締役が付与されるポイント数（当社株式数）の上限は210,000ポイント（210,000株）とし、ポイント付与にはROE20%及び配当性向50%の達成を条件とします。

本制度は業績連動部分と非業績連動部分から構成されます。業績連動部分は役位を基準として定められたポイントを毎年付与したうえで、対象期間終了後に当社の業績目標等（2019年に設定する制度では連結営業利益成長率を採用）に応じて0%～150%を乗じます。非業績連動部分は、役位を基準としたポイントを毎年付与します。

業績連動部分は対象期間終了後、非業績連動部分は取締役の退任時、信託は取締役に対してポイント数に応じて当社株式等の交付及び換価処分金相当額の給付を行います。

当社は、信託の信託期間満了時において、新たな信託を設定し、又は信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しています（当該信託契約の変更及び追加信託がされた場合には、信託の設定がされたものと同様に扱う）。信託契約の変更により、本制度を継続的に実施する場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計19億円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く）及び金銭があるときは、これらの金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、19億円の範囲内とします。

⑥ 監査役の報酬等の内容

監査役の報酬は、株主総会で承認された監査役報酬総額の範囲内において、その分配を監査役の協議により決定しております。

(参考) 取締役の報酬等の体系

報酬の種類		内容	固定/変動	報酬限度額/条件
基本報酬		企業業績、従業員の昇給率、勤続年数、業界他社の報酬、貢献度などを考慮して決定。	固定	〈上限〉：総額10億円/年 (うち社外取締役5,000万円以内)
賞与		連結当期純利益に0.45%を乗じ、業績指標の実績に応じて規程のテーブルから総額を算出。各取締役の単年度の貢献度などを考慮して個別の支給額を決定。	変動	〈上限〉：総額10億円/年 (社外取締役は対象外) 〈条件〉：連結当期純利益200億円超 かつ一定の業績達成
株式報酬	業績非連動	役位を基準として決定。取締役退任時に給付。	固定	〈上限〉：拠出総額19億円/3年 かつ普通株式の総数21万株/3年 〈条件〉：ROE20%以上 かつ配当性向50%以上
	業績連動	役位を基準とし、3年間の業績目標などの達成度に応じて0~150%を乗じて決定。対象期間(3事業年度)終了後に給付。	変動	

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

a. 社外取締役

氏名	重要な兼職先及び兼職の内容	重要な兼職先と当社との関係
山口利昭	山口利昭法律事務所代表弁護士	いずれも取引関係はありません。
	日本内部統制研究会理事	
	特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事	
	大阪市高速電気軌道株式会社社外監査役	
佐々木摩美	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社社外取締役監査等委員	取引関係はありません。
庄田隆	UBE株式会社社外取締役監査等委員	いずれも取引関係はありません。
	株式会社理研鼎業社外取締役	
入谷淳	長島・大野・常松法律事務所	いずれも取引関係はありません。
	アカルタスホールディングス株式会社社外取締役監査等委員	
	トレノケートホールディングス株式会社社外監査役	

b. 社外監査役

氏名	重要な兼職先及び兼職の内容	重要な兼職先と当社との関係
鵜野正康	該当はありません。	—
松下正	株式会社サイプレス社外取締役	いずれも取引関係はありません。
	学校法人沖縄科学技術大学院大学学園副学長統括弁護士	
	株式会社afterFIT社外取締役	
小林憲司	小林憲司公認会計士事務所代表	いずれも取引関係はありません。
	ビバルコ・ジャパン株式会社共同代表取締役	

② 当事業年度における主な活動状況

a. 社外取締役

氏名	取締役会への出席状況 (出席率)	主な活動状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
山口 利昭	13回中13回 (100%)	<p>取締役会では、企業法務やリスクマネジメント、コーポレート・ガバナンスに精通した弁護士として高い専門性と豊富な経験を活かして各議案に対し課題を指摘し、積極的に意見を述べ、経営上の意思決定の妥当性を判断しています。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員長として、業務執行取締役の相互評価における評価結果集計や個別ヒアリングを行い、業務執行取締役の相互評価の中心的な役割を果たすとともに、ガバナンス委員会の委員長として、指名・報酬委員会の新規設立に携わるなど、高い専門性に基づく助言や客観的な目線での経営の監督等を実践し、期待する役割を果たしております。</p>
佐々木 摩美	13回中13回 (100%)	<p>取締役会では、グローバルな金融ビジネスにおける組織のマネジメントにより培った豊富な経験や知識を活かし、女性の視点や投資家目線で各議案に対し課題を指摘し、積極的に意見を述べ、経営上の意思決定の妥当性を判断しています。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価に携わるほか、ガバナンス委員会の委員として、投資・M&A案件等についてファイナンスの観点から意見を述べるなど、重要な意思決定や経営の監督等において期待する役割を果たしております。</p>
庄田 隆	13回中13回 (100%)	<p>取締役会では、グローバルな事業展開を行う企業の経営者としての長年の活躍による豊富な経験や知識、及び企業経営者としてのCSR活動への積極的な取り組みに基づく豊富な知見を活かして各議案に対し課題を指摘し、積極的に意見を述べ、経営上の意思決定の妥当性を判断しています。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価に携わるほか、ガバナンス委員会の委員として、中期経営計画の進捗や組織体制案等に対し、企業経営者の視点から意見を述べるなど、重要な意思決定や経営の監督等において期待する役割を果たしております。</p>
入谷 淳	10回中10回 (100%)	<p>取締役会では、弁護士や公認会計士として培った法務・コンプライアンスに関する豊富な経験や知識を活かし、コンプライアンスやリスク管理の観点から各議案に対し課題を指摘し、積極的に意見を述べ、経営上の意思決定の妥当性を判断しています。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価に携わるほか、ガバナンス委員会の委員として、コンプライアンスやリスク管理の観点から意見を述べるなど、重要な意思決定や経営の監督等において期待する役割を果たしております。</p>

b. 社外監査役

氏名	取締役会への出席状況 (出席率)	監査役会への出席状況 (出席率)	主な活動状況
鵜野正康	13回中13回 (100%)	12回中12回 (100%)	<p>取締役会では、公認会計士としての財務・会計に関する専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を活かして、業務執行に対する意見を述べています。</p> <p>監査役会では、監査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、監査方針等に関して意見交換しています。</p> <p>このほかに、業務執行に関する重要な会議やコンプライアンス推進会議に出席するほか、主要な事業所等の監査を実施しております。</p> <p>また、ガバナンス委員会の委員として、コーポレートガバナンスに関する重要な審議において適宜意見を述べています。</p>
松下正	10回中10回 (100%)	9回中9回 (100%)	<p>取締役会では、弁護士としての企業法務や財務に関する専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を活かして、業務執行に対する意見を述べています。</p> <p>監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換しています。</p> <p>また、ガバナンス委員会の委員として、コーポレートガバナンスに関する重要な審議において適宜意見を述べています。</p>
小林憲司	10回中10回 (100%)	9回中9回 (100%)	<p>取締役会では、公認会計士としての財務・会計に関する専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を活かして、業務執行に対する意見を述べています。</p> <p>監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換しています。</p> <p>また、ガバナンス委員会の委員として、コーポレートガバナンスに関する重要な審議において適宜意見を述べています。</p>

③ 社外役員の親族関係

当社の社外役員には、当社の子会社、関連会社及び主要な取引先である者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずる者はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	100百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	125百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、良部屋商務諮詢（上海）有限公司、ハウスコム株式会社、DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE.LTD.、DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN.BHD.、DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) II SDN.BHD.、D.T.C. REINSURANCE LIMITEDは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬額の見積りの算出根拠などを確認し、検討いたしました。

その結果、適正な監査を実施するために、本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 当社は、取締役の職務執行に関する情報（電磁的記録を含む、議事録・決裁記録及びそれらの付属資料、会計帳簿・会計伝票及びその他の情報等）を文書の保存・廃棄に関する法令・社内規程に基づき保存・管理する。
- 2) 取締役及び監査役は、社内手続に従い、これらの保存された文書を閲覧できる。
- 3) 当社は、情報セキュリティに関する社内規程に基づき情報保存の安全性を確保する。

② 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、当社グループの損失の危険に関する管理体制を構築するためのリスク管理の基本方針を定め、当社グループを取り巻くリスク及びリスク管理状況に関するモニタリング、並びに重要事項の協議及び調整をする機関としてリスクマネジメント委員会を設置、運営する。
- 2) 当社は、当社グループの業容、社会変化等を踏まえ、リスク・アプローチの考え方にに基づき、より重要な事業領域、監査テーマを選定し、グループ内部監査体制を構築・運用する。
- 3) 当社は、リスクマネジメント委員会を通じて、グループ経営上重要なリスクの抽出・評価・見直しの実施、対応策の策定、管理状況の確認を定期的を実施する。特に経営上・事業上重要なリスクに関しては、取締役会においても重点的にモニタリングしつつ、定期的に状況報告を受けるとともに、内部監査室からも適宜報告を受けることで、全社的なリスク対応を推進する。
- 4) 当社は、品質管理及び安全衛生管理に関する社内基準を定め、当社及びグループ各社の使用人及び工事現場における取引先作業員がこれらの基準を遵守するよう指導・監督し、不具合や事故の防止体制を整備する。
- 5) 当社は、個人情報保護に関する社内基準を定め、当社及びグループ各社の使用人がこれを遵守するよう指導・監督し、顧客情報をはじめとするあらゆる個人情報の不適切な持ち出し、紛失、盗難、漏えいの防止体制を整備する。
- 6) 当社は、重大災害発生時において、当社グループ使用人を含むステークホルダーの被害を最小限度に抑えるため、災害対策及び事業継続に関する方針、計画及びマニュアル等を定め、当社及びグループ各社の使用人がこれに基づいて行動するよう担当部署が教育や訓練を行わせるなど、影響を最小化する体制を整備する。

③ 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、業務執行取締役の相互監視に加え、取締役に占める割合が3分の1以上となる人数の独立社外取締役を選任し、かつ監査役については全員を社外監査役とすることで、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することの監督を強化する。
- 2) 当社は、法令、就業規則、事業活動倫理に関する社内基準に基づき、当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役又は執行役員をして、管掌する部門・グループ会社におけるコンプライアンスに関する管理体制を整備させる。
- 3) 当社は、当社及びグループ各社の内部監査を担当する部署をして、当社及びグループ各社を対象に業務監査を実施させ、業務遂行が社内基準に基づいて行われていることを確認するとともに、問題があれば適切に是正させる。
- 4) 当社は、コンプライアンスの担当部署及び社外の弁護士事務所にグループ全体を対象とした内部通報の窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正に努める。
- 5) 当社は、当社及びグループ各社の執行役員及び使用人に対するコンプライアンスの教育及び情報提供の機会を定期的に設け、遵法意識の啓蒙に努める。
- 6) 当社は、グループ会社を含めて社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは、取引関係を含め一切関係を持たない。不当な要求に対しては、対応マニュアルに基づき、弁護士や警察等の外部専門機関とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、取締役会を毎月1回開催し、同取締役会は、法令及び定款が求める事項並びに当社及びグループ各社の重要な政策事項などを決定するとともに、業務執行取締役から職務執行状況の報告を受けて監督する。
- 2) 当社は、取締役会から経営会議に業務執行の決裁権限を必要に応じて委譲し、機動的な意思決定を可能とする。
- 3) 当社は、当社及びグループ各社の事業分野を「建築事業を所管する本部」「不動産事業を所管する本部」「経営管理を所管する本部」「関連事業を所管する本部」等に区分し、各本部の最高執行責任者として担当取締役を配置する。
- 4) 当社は、各本部の最高執行責任者及び取締役会が指名した執行役員で構成する経営会議を毎月2回程度開催し、取締役会で決定された方針・戦略の具体的展開や複数の本部に関係する課題を協議する。会議の結果は全ての取締役及び監査役に報告して情報の共有を図るとともに、社外取締役及び監査役の監督に供する。
- 5) 各本部は、最高執行責任者又は事業分野内の執行役員が議長となる執行企画会議を定期的で開催し、各本部内で専決できる職務を執行する。審議結果のうち重要な事項があれば、取締役会もしくは経営会議に報告する。

-
- ⑤ **当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制及び子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
- 1) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本方針を定め、グループ各社の自律的経営を尊重するとともに、各社の取締役に当社取締役又は執行役員を配置することでグループ間の相互連携を図る。
 - 2) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本方針に基づき、グループ会社が経営上重要な行為を行う場合には、グループ会社から適時に報告を受け、適切な指導・助言等を行うなど、グループ会社の業務の適正化及び円滑化を図る。
 - 3) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本方針に基づき、グループ各社から適時に決算内容等の報告を受ける。
- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 監査役は業務の必要に応じ、当社各部門の使用人をして適宜支援業務に当たらせるか、もしくは使用人の中から適切な者を専属の補助者として選任し、継続的に職務に当たらせる。必要な員数及び求められる資質について、監査役と協議のうえ、適任と認められる人員を配置する。
- ⑦ **監査役を補助する使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項**
- 1) 監査役を補助する使用人の任命・異動については、監査役の意見を最大限に尊重する。
 - 2) 監査役を補助する使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行う。ただし、監査役を補助する使用人を兼務する使用人は、監査役による指示業務を優先して従事するものとする。
- ⑧ **監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**
- 1) 当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役及び使用人は、法令、就業規則、社内規程で報告が求められる事項のほか、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報窓口その他への相談・通報状況等を把握したら、速やかに常勤監査役に報告する。
 - 2) 監査役は、当社及びグループ各社の取締役会並びに経営に関する重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
 - 3) 当社は、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するため、内部通報制度と同様の仕組みとする。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査役及び監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる費用の前払い又は債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き、関連する社内規程に基づき速やかにこれを処理する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、取締役及び会計監査人と必要に応じて意見交換をする。
- 2) 監査役が、各種業務執行に関する会議体に出席することを妨げないものとする。
- 3) 監査役会を毎月1回開催し、常勤監査役から非常勤監査役へ業務執行状況を報告することで、監査役の監査の実効性を高める。
- 4) 監査役全員を社外監査役で構成することで、監査役の独立性を高め、適正かつ実効的な監査を行える体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、内部統制システムの基本方針に基づき、当該体制の整備と適切な運用に努めており、各部門及びグループ各社の内部統制の整備状況について定期的な確認を行っています。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

- 1) 当社グループの行動準則として、日常のビジネス活動や業務遂行における指針・基準とする「経営基本方針」及び「大東建託行動規範」を定めております。これらの行動準則は、社内イントラネット等に掲載し、随時確認できるようにしているほか、4月に開催する経営計画発表説明会にて、全役員・全社員にて改めて確認を行い、各行動準則の周知・浸透を行っております。
- 2) コンプライアンス推進会議を定期的で開催し、コンプライアンスに関する社員への啓発や事案等の審議を行い、法令遵守の状況を監督しております。
- 3) コンプライアンス推進室が主導となり、社員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、全社員のコンプライアンスへの意識向上と不正行為の防止等を推進しております。
- 4) コンプライアンス推進室にグループ全体を対象とした内部通報窓口を設け、社内イントラネットの専用データベース、電話及び電子メール等の様々な方法により通報できる体制を整備しております。加えて、外部の弁護士事務所に内部通報窓口を設け、不正行為等の早期発見と是正に努めております。
- 5) 反社会的勢力や団体への対応については、取引先から確認書を取得し、一切関係を持たないようにしております。また、不当要求行為に対しては、対応マニュアルの策定や各支店での不当要求防止責任者を選任するなどして、組織的に対応する体制を整えております。

② リスク管理に関する取り組み

- 1) リスクマネジメント委員会は、当社各部門及びグループ各社から定期的に報告されるグループ経営上重要なリスクの抽出・評価・見直しを毎年実施しております。また、当社各部門及びグループ各社と相互連携を図りつつ、対応策の策定、管理状況等を四半期ごとにモニタリングし、必要に応じて指導を行っています。特に経営上・事業上重要なリスクに関しては、取締役会においても重点的にモニタリングしつつ、定期的に状況報告を受けるとともに、会社に重大な影響を及ぼす事案が発生又は発生する可能性がある場合には、取締役会へ報告がなされ、取締役会はその報告内容を受け必要な指示を行っております。
- 2) 内部監査室は、グループ経営上重要なリスクを踏まえた監査計画に基づき、当社及び当社グループ会社に対して監査を実施し、監査結果は取締役・監査役へ報告がなされております。報告された監査結果に基づき、必要に応じて、取締役・監査役は、是正・改善指示を行っております。また、内部監査室内にJ-SOX推進課を設け、財務報告に係る内部統制の基本的計画及び方針に基づき、全社的な統制状況、業務及び決算・財務報告のプロセスについての適正性を監督しております。
- 3) 当社及び当社グループ会社の社員及び施工現場における取引先作業員に対して、品質管理システム及び安全施工基準書に基づき、施工現場の監督を行い、施工現場の不具合や事故防止に努めております。
- 4) 重大災害発生に備え、災害発生時の初動対応マニュアル及び事業継続計画を策定し、これらに基づき、定期的に訓練を実施しております。

③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取り組み

- 1) 取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令及び定款に定められた事項、当社及び当社グループ会社の重要事項等を決定するとともに、取締役より業務執行状況に関する報告を受け、社外取締役・社外監査役を交え取締役の職務執行の監督を行っております。また、取締役会議事録や重要事項に関する稟議決裁書等の取締役の職務執行に関する情報については、文書管理規程に基づき、適正な保存・管理を行っております。
- 2) 取締役会で決定された方針の具体化や複数の事業分野にまたがる課題を協議するため、経営会議を月2回開催するほか、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議の結果は、取締役・監査役に報告され、経営会議での協議結果の情報の共有化を図っております。
- 3) 当社及び当社グループ会社における事業分野ごとの職務執行については、最高執行責任者として担当取締役を配置し、事業分野内の職務執行を行っております。
- 4) 各事業分野内において執行企画会議を定期的に開催し、事業分野内の経営課題や職務執行に関して協議を行っております。協議結果のうち、重要な事項については、取締役会又は経営会議に報告されております。

④ 監査役の監査の実効性確保に関する取り組み

- 1) 監査役会は、3名全員が社外監査役で構成されており、毎月1回開催する監査役会及び必要に応じて開催する臨時監査役会にて、監査方針に従い、監査に関する重要事項の報告・協議及び決議を行っております。
- 2) 監査役の中から常勤監査役を1名選定し、常勤監査役は取締役会のほかに、経営会議等の業務執行における重要な会議に出席し、職務の執行状況を把握するとともに、常勤監査役が監査役会にて報告を行い、監査役間での情報共有を図っております。また、監査役は、取締役及び内部監査室などから職務の執行状況について報告を受け、取締役の職務遂行状況について監督を行っております。
- 3) 監査役会からの指名に基づき、常勤監査役の職務を補助する者として監査役補助者を選任しております。監査役補助者は、常勤監査役による指示業務を優先して行い、監査業務の円滑な遂行を図っております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み

- 1) 関係会社管理規程を定め、当社グループ会社管理に関する基本方針を定めております。関係会社管理規程に基づき、グループ会社から業務執行状況について、適宜報告を受けるとともに、グループ会社の業務執行の重要度に応じて、当社の取締役会及び管掌する取締役の決裁を受ける体制を整備しております。
- 2) グループ会社を管掌する取締役又は執行役員が、各グループ会社の取締役に就任し、毎月開催される取締役会に出席し、業務執行状況を把握するとともに、必要な指示を行っております。
- 3) グループシナジー企画会議を定期的で開催し、グループ会社間の連携案件の協議・進捗確認及び当社グループのシナジー効果を高めるための意見交換や対策検討を行っております。

上記のとおり業務の適正化を図ってまいりましたが、不適切な会計処理が発見されたため、当社は、外部の専門家を含む調査チームを設置し、事実関係及びその内容について調査を行いました。

当社は、当該調査チームによる調査結果を踏まえて、再発防止に向けた協議を行い、今後このような不適切な会計処理が発生することが無いよう、最優先課題として、各従業員への教育の徹底、組織体制の見直し等による牽制機能の強化等の再発防止策を着実に実行するとともに、内部統制及びコンプライアンス、ガバナンスの強化などに努め、信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

【ご参考】 当社のコーポレート・ガバナンスの概要

1. コーポレート・ガバナンスの基本方針

当社では、株主をはじめとする全てのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、経営の透明性・効率性を向上させることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。このため、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制の分離を推進し、迅速かつ効率的な経営・執行体制の確立を図り、社外取締役の参加による透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

2. コーポレート・ガバナンスの体制の概要

①経営の意思決定・監督と業務の執行の分離

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行機能の分離を目的として執行役員制度を導入しております。

また、当社の事業領域を「建築事業本部」「不動産事業本部」「経営管理本部」「関連事業本部」に区分し、事業領域毎に最高執行権限を持つ最高執行責任者を取締役の中から配置するとともに、経営会議に業務執行の決裁権限を必要に応じて委譲し、取締役会が経営に関する重要事項の決定を行うことで、機動的な意思決定を可能としております。

②独立社外役員の登用

当社では、独自の「社外役員の選任ガイドライン」及び「社外役員の独立性基準」を定め、当社が選任する独立社外役員の資質及び独立性の基準を明確にしております。会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の基準に基づき独立社外役員7名（社外取締役4名、社外監査役3名）を選任しております。

これにより、当事業年度においては、当社取締役会出席者14名中7名が独立社外役員となり、取締役会において独立した中立な立場からの意見を踏まえた議論を可能としております。

③ガバナンス委員会の役割

当社では、任意の委員会として、代表取締役、社外取締役全員及び監査役全員で構成される「ガバナンス委員会」（委員長：社外取締役）を設置しております。

ガバナンス委員会は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針や取締役会全体の実効性向上など、当社グループの継続的なガバナンス強化について重点的に検討・提言等を行っております。

④指名・報酬委員会の役割

当社では、任意の委員会として、代表取締役及び社外取締役全員で構成される「指名・報酬委員会」（委員長：社外取締役）を設置しております。

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問を受けて審議・答申を行うほか、指名・報酬に関する基本方針、後継者計画等について検討・提言等を行っております。

⑤取締役の報酬制度

当社では、業績と連動した取締役の報酬制度を導入しております。

固定枠としての基本報酬に加え、変動枠として単年度の業績指標に基づき支給総額が決定される賞与、中長期的な業績向上と企業価値向上を目的とした業績連動型株式報酬を設けております。これらの各報酬には、取締役の相互評価結果を反映させる仕組みとしております。

なお、賞与及び業績連動型株式報酬については、社外取締役へは支給しておりません。

⑥経営循環の仕組み

当社では、業務執行取締役の定年を満60歳とする取締役定年制を設けております。取締役退任後は、顧問や相談役等の当社グループにおけるいかなる役職にも就かないことを制度化しております。

また、上級管理職については2親等以内の親族の当社グループへの入社を認めず、世襲制を排除することとしております。これらの制度により、経営の循環を促し、次期経営層を育成する仕組みとしております。

注) 2021年12月より、従前のガバナンス委員会から指名・報酬等に関する機能を分離し、新設した指名・報酬委員会へ移管しております。

(備考) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部			負債の部		
科目	第47期(ご参考) (2021年3月31日現在)	第48期 (2022年3月31日現在)	科目	第47期(ご参考) (2021年3月31日現在)	第48期 (2022年3月31日現在)
流動資産	507,115	588,487	流動負債	299,066	311,938
現金預金	198,993	259,134	工事未払金	27,580	36,479
金銭の信託	13,500	12,500	短期借入金	690	—
完成工事未収入金等	51,880	54,610	1年内償還予定の社債	140	80
有価証券	1,502	3,101	1年内返済予定の長期借入金	12,444	13,008
未成工事支出金	13,460	13,660	リース債務	193	169
棚卸不動産	—	15,358	未払法人税等	22,493	22,903
その他の棚卸資産	10,457	15,366	未成工事受入金	40,814	39,466
前払費用	70,237	72,347	前受金	94,867	119,761
営業貸付金	120,980	113,329	賞与引当金	20,372	25,218
その他	26,697	29,863	完成工事補償引当金	599	1,376
貸倒引当金	△594	△785	預り金	10,404	9,071
固定資産	412,339	417,392	その他	68,467	44,402
有形固定資産	172,145	177,627	固定負債	312,181	328,152
建物・構築物	59,343	60,392	社債	130	11,050
機械・装置	32,910	36,320	長期借入金	83,344	70,582
工具器具・備品	2,397	2,057	リース債務	361	388
土地	76,200	76,979	繰延税金負債	246	446
リース資産	716	640	一括借上修繕引当金	169,779	187,469
その他	577	1,237	退職給付に係る負債	14,847	15,471
無形固定資産	39,061	36,505	長期預り保証金	32,212	31,306
のれん	12,224	11,337	その他	11,259	11,437
その他	26,836	25,168	負債合計	611,247	640,091
投資その他の資産	201,132	203,258	純資産の部		
投資有価証券	48,737	47,155	株主資本	315,148	369,882
劣後債及び劣後信託受益権	9,384	6,915	資本金	29,060	29,060
繰延税金資産	93,322	95,104	資本剰余金	34,540	34,540
その他	55,309	60,129	利益剰余金	266,899	319,133
貸倒引当金	△5,621	△6,045	自己株式	△15,352	△12,852
資産合計	919,454	1,005,879	その他の包括利益累計額	△11,414	△8,424
			その他有価証券評価差額金	3,636	2,825
			繰延ヘッジ損益	267	127
			土地再評価差額金	△7,584	△7,584
			為替換算調整勘定	△5,806	△1,737
			退職給付に係る調整累計額	△1,927	△2,054
			新株予約権	388	322
			非支配株主持分	4,084	4,007
			純資産合計	308,206	365,787
			負債・純資産合計	919,454	1,005,879

連 結 損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	第47期(ご参考) (2020年4月1日から2021年3月31日まで)		第48期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)	
	売 上 高			
完成工事高	401,709		432,831	
不動産事業売上高	1,014,262		1,064,230	
その他の事業売上高	72,943	1,488,915	85,941	1,583,003
売 上 原 価				
完成工事原価	297,239		325,849	
不動産事業売上原価	905,183		940,146	
その他の事業売上原価	47,627	1,250,049	56,865	1,322,860
売上総利益				
完成工事総利益	104,470		106,982	
不動産事業総利益	109,078		124,084	
その他の事業総利益	25,315	238,865	29,076	260,142
販売費及び一般管理費		152,126		160,548
営業利益		86,738		99,594
営業外収益				
受取利息	353		313	
受取配当金	221		422	
受取手数料	2,432		2,709	
持分法による投資利益	307		623	
助成金収入	857		—	
雑収入	1,389	5,562	1,761	5,829
営業外費用				
支払利息	290		433	
貸倒引当金繰入額	103		—	
支払手数料	392		666	
債権売却損	349		—	
雑支出	557	1,693	652	1,752
経常利益		90,607		103,671
特別利益				
固定資産売却益	19		49	
投資有価証券売却益	744		1	
関係会社株式売却益	—	764	10	61
特別損失				
固定資産除売却損	434		327	
減損損失	154		183	
災害による損失	12	601	4	515
税金等調整前当期純利益		90,770		103,217
法人税、住民税及び事業税	40,780		42,110	
法人税等調整額	△12,377	28,403	△8,450	33,660
当期純利益		62,367		69,557
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失(△)		81		△22
親会社株主に帰属する当期純利益		62,285		69,580

開催ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	第47期(ご参考) (2021年3月31日現在)	第48期 (2022年3月31日現在)	科 目	第47期(ご参考) (2021年3月31日現在)	第48期 (2022年3月31日現在)
流動資産	322,744	394,286	流動負債	369,451	436,804
現金預金	128,879	184,187	工事未払金	22,284	30,522
完成工事未収入金	38,563	37,858	1年内返済予定の長期借入金	11,900	11,900
有価証券	1,502	3,101	リース債務	35	35
未成工事支出金	12,963	13,022	未払金	16,687	20,821
棚卸不動産	—	15,358	未払法人税等	1,343	1,645
原材料及び貯蔵品	4,096	7,317	未払消費税等	1,346	3,792
関係会社短期貸付金	120,930	116,260	未成工事受入金	40,316	38,934
前払費用	645	668	前受金	120	21,783
未収入金	9,168	9,901	預り金	259,198	292,200
立替金	3,841	3,891	賞与引当金	14,566	12,764
その他	2,739	3,501	完成工事補償引当金	546	1,311
貸倒引当金	△587	△781	その他	1,106	1,091
固定資産	275,125	275,062	固定負債	96,359	94,458
有形固定資産	35,225	34,667	社債	—	11,000
建物	8,518	8,106	長期借入金	81,550	69,250
構築物	273	252	リース債務	24	45
機械・装置	18	29	退職給付引当金	9,391	8,168
工具器具・備品	643	538	その他	5,393	5,994
土地	25,466	25,436	負債合計	465,811	531,263
リース資産	54	73	純 資 産 の 部		
建設仮勘定	250	230	株主資本	128,395	135,526
無形固定資産	21,450	19,005	資本金	29,060	29,060
ソフトウェア	13,001	8,512	資本剰余金	34,540	34,540
ソフトウェア仮勘定	8,291	10,334	資本準備金	34,540	34,540
その他	157	158	その他資本剰余金	—	0
投資その他の資産	218,449	221,388	利益剰余金	80,145	84,776
投資有価証券	26,767	25,271	利益準備金	7,265	7,265
劣後債及び劣後信託受益権	9,384	6,915	その他利益剰余金	72,880	77,511
関係会社株式	137,254	137,260	繰越利益剰余金	72,880	77,511
関係会社長期貸付金	1,427	608	自己株式	△15,352	△12,852
繰延税金資産	11,555	13,459	評価・換算差額等	3,306	2,267
差入保証金	8,568	8,485	その他有価証券評価差額金	3,248	2,350
その他	24,002	29,827	繰延ヘッジ損益	267	127
貸倒引当金	△512	△440	土地再評価差額金	△209	△209
資産合計	597,870	669,348	新株予約権	357	291
			純資産合計	132,058	138,085
			負債・純資産合計	597,870	669,348

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	第47期(ご参考) (2020年4月1日から2021年3月31日まで)		第48期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)	
売 上 高				
完成工事高	401,712		434,458	
不動産事業等売上高	2,394	404,107	3,284	437,742
売 上 原 価				
完成工事原価	291,270		328,697	
不動産事業等売上原価	657	291,928	1,412	330,110
売上総利益				
完成工事総利益	110,441		105,760	
不動産事業等総利益	1,737	112,178	1,871	107,631
販売費及び一般管理費		104,490		104,758
営業利益		7,688		2,873
営業外収益				
受取利息	370		542	
有価証券利息	258		241	
受取配当金	38,106		40,646	
受取手数料	2,134		2,319	
助成金収入	752		—	
雑収入	2,784	44,406	2,945	46,695
営業外費用				
支払利息	262		345	
社債利息	—		16	
貸倒引当金繰入額	18		11	
支払手数料	392		155	
雑支出	365	1,039	302	831
経常利益		51,056		48,736
特別利益				
固定資産売却益	—		5	
投資有価証券売却益	744		1	
関係会社株式売却益	—	744	10	16
特別損失				
固定資産除売却損	132		78	
災害による損失	—		0	
減損損失	108	241	—	79
税引前当期純利益		51,560		48,674
法人税、住民税及び事業税	6,100		4,980	
法人税等調整額	△1,307	4,793	688	5,668
当期純利益		46,767		43,005

開催ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年6月27日

大東建託株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中川 政人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 雅彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 海上 大介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大東建託株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大東建託株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年6月27日

大東建託株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中川政人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田雅彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 海上大介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大東建託株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所に関する業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、事業報告1. 企業集団の現況に関する事項（7）その他企業集団の現況に関する重要な事項に記載のとおり、連結子会社において不適切な会計処理が発見され、事実の解明及び原因分析のために外部専門家を加えた調査チームが作られ、社内調査が実施されました。調査結果については、当該調査チームから随時報告を受けるとともに、社外取締役と協議を重ねました。また、子会社の内部牽制システムの確認を実施し、内部監査部門及び会計監査人と財務報告に係る内部統制について意見交換を行いました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、前述の事業報告に記載の不適切な会計処理に対する取締役の職務執行の適法性について、調査チームからの意見聴取を行うなど、検証してまいります。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、②で記載の不適切な会計処理について、取締役は財務報告に係る内部統制の一部に不備があったことを認識し、再発防止策の策定・改善を最優先課題としております。監査役会は、再発防止に向けた内部統制の整備・運用状況のさらなる改善について取締役の職務の執行を引き続き監視、検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月30日

大東建託株式会社 監査役会

常勤監査役 鷓野正康 ㊟

監査役 松下正 ㊟

監査役 小林憲司 ㊟

(注) 当社監査役は全員社外監査役であります。

以上